

令和5年6月議会  
経済振興委員会報告資料

盛土規制法施行に伴う土砂条例の見直しについて . . . . . 1頁

農林水産局



# 盛土規制法施行に伴う土砂条例の見直しについて

## 1. 報告の趣旨

令和5年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）が施行されたことに伴い、福岡市土砂埋立等による災害発生の防止に関する条例（以下、「土砂条例」という。）について、盛土規制法の内容を踏まえ、見直しを行うため、今後の進め方等について報告するもの。

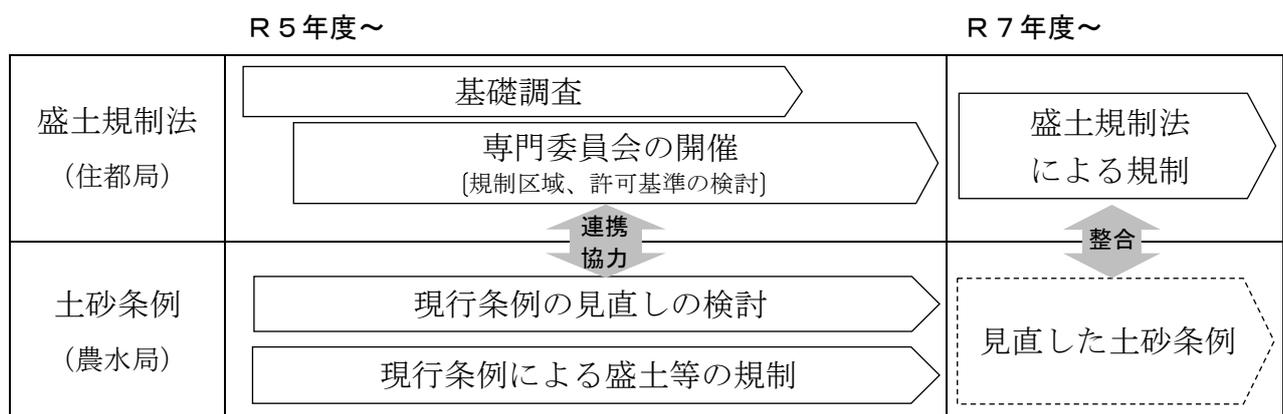
## 2. 土砂条例の見直しが必要な理由

盛土規制法は、盛土等を包括的に規制することを目的に創設されたもので、基礎調査に基づき、盛土等の崩壊により人家等に被害を及ぼしうる区域を指定、区域内の盛土等を規制・許可制とするもの。

一方、土砂条例は、市域全体を対象に一定規模以上の盛土等について規制・許可制としているため、盛土規制法による区域指定等と整合を図りながら、土砂条例の規制内容を見直していく必要がある。

## 3. 今後の進め方

- 盛土規制法に基づく規制区域の指定や盛土等の許可基準の策定は、住宅都市局において、有識者等で構成する専門委員会を設置し、専門的な見地からの意見を踏まえ検討していくこととしている。
- 土砂条例は、盛土規制法に基づく規制区域等の検討状況を踏まえながら、農林水産局において見直しを進めていく。



### (参考) 土砂条例の概要

目的：土砂埋立等起因する災害の発生を防止、市民生活の安全に寄与すること

許可対象：面積1,000㎡超又は高さ5m超の盛土等で市内全域が対象

罰則規定：2年以下の懲役または100万円以下の罰金

施行日：平成19年10月1日

※県の土砂条例（許可対象面積3,000㎡超）を補完するため制定。法に基づかない任意条例。

## ■ 宅地造成及び特定盛土等規制法に係る検討について

### 1 報告の趣旨

令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）が施行されたことから、同法に基づく基礎調査を実施し、その結果を踏まえ、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定等を行うこととしている。については、指定等に向けた検討に着手することから、今後の予定について報告するもの。

### 2 宅地造成及び特定盛土等規制法について

#### (1) 制定の経緯

令和3年7月に静岡県熱海市で大規模な土石流災害が発生したことや、盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、**土地の用途**（宅地、森林、農地等）にかかわらず、**盛土等を包括的に規制することを目的とした「宅地造成及び特定盛土等規制法」**が制定された。

#### (2) 法の概要

##### ① 規制区域の指定

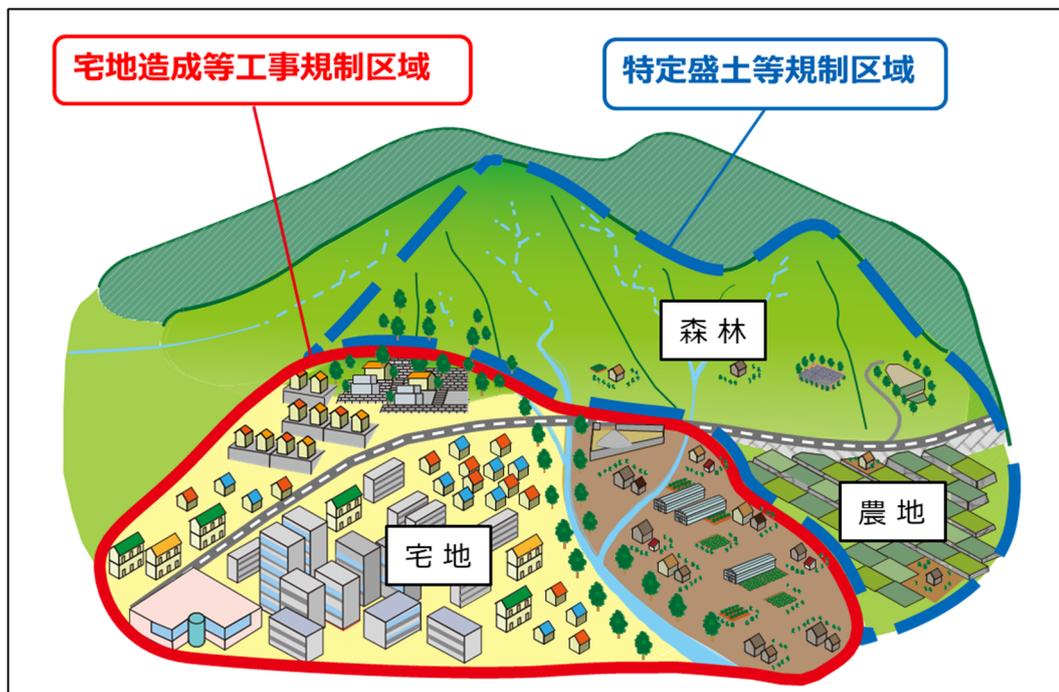
- 盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定

**宅地造成等工事規制区域**：市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

**特定盛土等規制区域**：市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

- 規制区域内で行う一定の盛土等(土捨て行為、一時的な堆積を含む)を許可・届出の対象とする

【参考：規制区域のイメージ】



## ② 許可基準等の設定

- 必要な許可基準を設定するとともに『定期報告』、『中間検査』及び『完了検査』を実施
- 許可基準や検査対象項目等については、地域の実情に応じ条例で上乗せ強化が可能

## ③ 責任所在の明確化、罰則の強化

- 土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化
- 無許可行為や命令違反等に対する罰則の強化

## 3 今後の対応

- 規制区域の指定に必要な基礎調査を実施し、その結果を踏まえて規制区域の検討、指定を行う。
- 許可基準の強化や検査対象項目の上乗せなどについて検討を行う。
- 検討にあたっては、外部有識者等で構成する専門委員会を設置し、専門的な見地からの意見を踏まえ、関係部局と連携して進めていく。

### <スケジュール>

